

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月2日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲也

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度

財政援助団体等監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和7年度の措置状況	担当課
3 加盟団体実施事業負担金について 加盟団体が実施する事業に対する財政支援については、対象事業に要する経費を補助する方式から包括的な負担金を交付する方式に変更したことにより、加盟団体の主体性や自由度が高まるとともに、市及び加盟団体双方の事務負担の軽減にもつながっている。 令和4年度の加盟団体実施事業負担金の予算総額は2,100万円で、加盟団体へ交付する負担金の算定方法は、予算規模及び事業量を算定基礎とする定め、ヒアリングに基づいて配分しているが、具体的な計算方法が示されていない。このため、負担金配分基準を明文化するなど透明性を確保されたい。 対象事業に要する経費を補助する場合には、加盟団体が補助金で何を実施したのかが明確であったが、包括的な負担金の場合、負担金で何を実施したのかが分かりにくい。税金で賄われる負担金の使途に対する説明責任を果たすため、加盟団体が提出する事業報告書及び決算書等をスポーツ協会において公開することを検討するとともに、加盟団体自らもホームページ等を通じて活動状況の説明に努めるよう指導されたい。 負担金の使途の自由度が高まったことから、加盟団体によっては、競技に必要な消耗品など個人が費用負担することが適当なものや、飲食に要する経費等に負担金が充てられることも想定されるため、自助、共助、公助の考え方に基づき、対象外経費に関するガイドラインの作成を検討されたい。	加盟団体実施事業負担金の配分基準の作成について今後検討していく。 加盟団体実施事業負担金の交付を受けた団体の令和4年度の事業報告書・決算書から協会のホームページで公開することとした。 また、令和5年4月20日開催の加盟団体代表者会議において、自ら活動状況の説明に努めるよう指導した。 繰越金、積立金、飲食代などの取扱いを含め、対象外経費のガイドラインの検討については、上記の配分基準作成の検討に併せて行う。 (5総第440号 令和5年8月23日)	加盟団体実施事業負担金の配分基準及び対象外経費に関するガイドラインについては、令和5年度に作成し、既に運用を行っている。	指定管理者(スポーツ課)